

○農林水産省告示第四百八十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百五條第一項第二号及び第二項、第一百六條第一項ただし書（同法第二百二十五條第三項及び第四百一條の七第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第一百五條の五の十第一項の規定に基づき、同法第一百五條第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙、共済掛金割引標準率乙及び農林水産大臣の定める率、同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙、同法第一百六條第一項ただし書の農林水産大臣が定める金額並びに同法第一百五條の五の十第一項の農林水産大臣の定める額を次のように定める。

平成二十三年三月一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 平成二十年二月二十五日農林水産省告示第二百七十一号（農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、平成二十三年四月一日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係に適用するものとし、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第115条第1項第1号の共済掛金標準率甲は、別表1における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率甲の欄に定める率とする。
- 2 法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	共済掛金割引標準率甲
農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第29条の5第1号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「1号」の共済掛金割引標準率甲の欄に定める率
規則第29条の5第2号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「2号」の共済掛金割引標準率甲の欄に定める率
規則第29条の5第3号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「3号」の共済掛金割引標準率甲の欄に定める率
規則第29条の5第4号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「4号」の共済掛金割引標準率甲の欄に定める率
規則第29条の5第5号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表1における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率甲の病傷部分の欄に定める率
規則第47条の17に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「6号」の共済掛金標準率甲の死傷部分の欄に定める率

- 3 法第115条第1項第2号の共済掛金標準率乙は、別表1における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率乙の欄に定める率とする。
- 4 法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	共済掛金割引標準率乙
規則第29条の5第1号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「1号」の共済掛金割引標準率乙の欄に定める率
規則第29条の5第2号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表1における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率乙の欄に定める率
規則第29条の5第3号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表3における当該共済目的の種類ごとに事故除外区分欄「3号」の共済掛金割引標準率乙の欄に定める率
規則第29条の5第4号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表1における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率乙の欄に定める率
規則第29条の5第5号に掲げるものによる損害に対応する場合	別表1における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率乙の欄に定める率

- 5 法第115条第1項第2号の農林水産大臣の定める率は、別表1における当該共済目的の種類ごとに乙限度率の欄に定める率とする。
- 6 法第115条第1項第3号の共済掛金標準率丙は、別表2における当該共済目的の種類ごとに共済掛金標準率丙の欄に定める率とする。
- 7 法第115条第1項第3号の共済掛金割引標準率丙は、0%とする。
- 8 法第116条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額及び法第150条の5の10第1項の農林水産大臣が定める額は、次の（1）から（3）までに掲げる事故の区分に応じ、それぞれ当該（1）から（3）までに定めるとおりとする。

- （1）死亡又は廃用事故に係る事故のうち特定事故（規則第31条の3第3号に掲げる火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因による死亡又は廃用をいう。以下同じ。）
共済掛金期間開始の時における共済金額と同じ額。
ただし、包括共済関係（法第150条の5の4の特定包括共済関係を含む。以下同じ。）に係る特定事故であって、法第114条第4項（法第150条の5の8第3項において準用する場合を含む。以下（1）及び（2）において同じ。）の規定による共済金額の増額があった場合であっては、次の式により算出された金額。

$$S_1 + \Sigma S_2$$

(定義) S_1 は、共済掛金期間開始の時ににおける共済金額。

S_2 は、法第114条第4項の規定による共済金額の増額の請求があった場合における当該増額分に相当する金額。

(2) 特定事故以外の死亡又は廃用事故

次のアの算式により算出された金額。この場合において、算出される金額が、共済掛金期間開始後の最初の共済事故で支払うべき共済金の相当額（2頭以上につき同時に共済事故があった場合にあっては、法第116条第1項第1号の額（法第150条の5の3に規定する共済関係に係るものにあつては、法第150条の5の10第1項の額）を事故頭数で除した額）に満たない場合にあっては、当該共済金の相当額とする。なお、法第118条第1項及び第2項の共済事故（法第118条第1項のただし書の共済事故（法第118条第4項の規定により同条第2項において準用する場合を含む。）を除く。）が最初の共済事故であった場合は、これを最初の共済事故とみなさない。

ただし、包括共済関係に係る特定事故以外の死亡又は廃用事故であつて、法第114条第4項の規定による共済金額の増額があった場合にあっては、アの算式により算出された金額に次のイの算式により算出された金額を合計して得た金額。

ア $S_1 \cdot r \cdot c_1$

イ $\Sigma (S_2 \cdot r \cdot c_2)$

(定義) S_1 は、共済掛金期間開始の時ににおける共済金額。

r は、別表4の「死廃共済金支払限度率」の欄に定める率。

c_1 は、1（法第112条第2項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛金期間にあっては、法第124条第3項の農林水産大臣の定める係数）。

S_2 は、法第114条第4項の規定による共済金額の増額の請求があった場合における当該増額分に相当する金額。

c_2 は、法第114条第4項の規定による共済金額の増額の請求があった場合における当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12で除して得た数。

ただし、次に掲げる特定事故以外の死亡又は廃用事故にあっては、 r 、 c_1 及び c_2 は1。

(ア) 当該包括共済関係における算定期間（当該年度の前々年以前過去3年間をいう。以下同じ。）の特定事故以外の平均金額被害率（次の表の左欄に掲げる区分に応じ、包括共済対象家畜の種類ごとに同表に定める算定方法により算出される率をいう。）が、別表4に定める「支払限度適用除外基準率」を超えない者に係る包括共済関係及び種雄馬以外の馬に係る包括共済関係に係る特定事故以外の死亡又は廃用事故。

区 分	包括共済対象家畜の種類	
	乳牛の雌等、種豚及び肉豚	肉用牛等
算定期間の3年度全てにおいて加入がある者	3年度の加入期間における金額被害率の加重平均	最大位の数額被害率を除いた2年度の加入期間における金額被害率の加重平均
算定期間3年度のうち、2年度において加入がある者	2年度の加入期間における金額被害率の加重平均	2年度の加入期間における金額被害率の加重平均
算定期間3年度のうち、1年度において加入がある者	当該年度の数額被害率	当該年度の数額被害率

(イ) 個別共済関係に係る特定事故以外の死亡又は廃用事故。

(ウ) 当該年度から3年間遡った年度以降共済責任が開始した継続した共済関係の存する者であつて、当該年度から6年間遡った年度から3年間当該包括共済対象家畜の種類（肉豚に係る共済関係については、肉豚）に係る共済関係のない者に係る包括共済関係に係る特定事故以外の死亡又は廃用事故。

ただし、肉豚に係る共済関係については、法第111条第1項の規定による共済関係と法第150条の5の3の規定による共済関係の間で連続した共済関係があった場合は、継続した共済関係があるものとみなす。

(エ) 算定期間内の同一の包括共済対象家畜の種類に係る家畜共済の加入期間の合計が1年に満たない者に係る包括共済関係に係る特定事故以外の死亡又は廃用事故。

ただし、肉豚に係る共済関係については、法第111条第1項の規定による共済関係の期間と法第150条の5の3の規定による共済関係の期間との合計が1年に満たない者に係る包括共済関係に係る特定事故以外の死亡又は廃用事故。

(3) 疾病又は傷害事故

次のアの算式により算出された金額（法第114条第4項の規定による共済金額の増額の請求があった場合にあっては、アの算式により算出された金額に次のイの算式により算出された金額を合計して得た金額）。

$$\text{ア } S_1 \cdot r \cdot c_1$$

$$\text{イ } \Sigma (S_2 \cdot r \cdot c_2)$$

(定義) S_1 は、共済掛金期間開始の時における共済金額（当該共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額を超えるときは、当該農林水産大臣の定める金額）。

r は、別表4の「病傷共済金支払限度率」の欄に定める率とする（法第111条第3項の規定により包括共済対象家畜であつて、個別共済が成立したものについては、当該家畜の包括共済対象家畜の種類に定める病傷共済金支払限度率）。

c_1 は、1（法第112条第2項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛金期間にあっては、法第124条第3項の農林水産大臣の定める係数）。

S_2 は、法第114条第4項の規定による共済金額の増額の請求があった場合における、当該増額分に相当する金額（共済掛金期間開始の時における共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額を超えるときは、当該増額に係る共済金額に当該農林水産大臣の定める金額の当該掛金期間開始の時における共済金額に対する割合を乗じて得た額）。

c_2 は、法第114条第4項の規定による共済金額の増額の請求があった場合における当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12で除して得た数。

9 法第125条第3項及び第141条の7第3項において準用する法第116条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額は、次の(1)から(3)までに掲げる事故の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1) 死亡又は廃用事故に係る事故のうち特定事故

8の(1)の金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じた金額。

(2) 特定事故以外の死亡又は廃用事故

8の(2)の金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じた金額。

(3) 疾病又は傷害事故

8の(3)の金額に100分の40を乗じ、それにより算定された金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額。ただし、次のア又はイの場合にあっては、100分の40に代えて、それぞれ当該ア又はイに定める率を適用するものとする。

ア 法第115条第6項に規定する多種包括共済（以下同じ）以外の共済関係の場合には、共済掛金標準率甲の病傷部分の率を、共済掛金標準率甲の病傷部分の率と共済掛金標準率乙の率を合計した率で除して得た率が100分の40を超える場合は、当該除して得た率とする。

イ 多種包括共済関係の場合には、次の(ア)及び(イ)に定めるとおりとする。

(ア) 法第115条第7項の規定により多種包括共済掛金標準率が定められている場合については、同項第1号に規定する多種包括共済掛金標準率甲の病傷部分の率を、多種包括共済掛金標準率甲の病傷部分の率と同項第2号に規定する多種包括共済掛金標準率乙の率を合計した率で除して得た率が100分の40を超える場合は、当該除して得た率とする。

(イ) (ア) 以外の場合については、多種包括共済に係る家畜で組合員等が共済掛金期間開始の時において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、共済目的の種類ごとの共済掛金標準率甲の病傷部分の率と共済掛金標準率乙をそれぞれ算術平均し、共済掛金標準率甲の病傷部分の率を算術平均して得た率を共済掛金標準率甲の病傷部分の率を算術平均して得た率と共済掛金標準率乙を算術平均して得た率を合計した率で除して得た率が100分の40を超える場合は、当該除して得た率とする。

(注) この告示中別表1から別表4までに定める率を都道府県の区域を細分した地域ごとに定める場合にあっては、当該地域の範囲は別表5に定める区域とする。また、この告示の公布後に農業共済組合の合併その他の区域変更が行われた場合についても、別表5に定める区域は、当該農業共済組合の合併その他の区域変更が行われた後最初に別表1から別表4までが改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併その他の区域変更の前の区域とする。